

昭和五年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

ホンネ発言つづける政府・自民党 …………… 2

◇ 八二春闘をたたかって(二) ◇

八二春闘の総括視点と今後の課題 …………… 3

報告⑤ 国鉄攻撃の本質とその実態 …………… 3

報告⑥ 露骨な総評の社会党への介入 …………… 6

討論 国鉄攻撃は全労働者への攻撃 …………… 8

資料 当面する諸問題に対するわれわれの態度

(国労・動労・全施労・全動労) …………… 12

◇ 読者からの投稿 ◇

ベテランの兄も「まいった」 …………… 14

シリーズ 「ソ連脅威論」の虚構⑩

ベルリンの壁、そして二千語宣言 …………… 15

新刊 「国鉄『再建』をめぐる基本問題」発行のおしらせ …………… 18

旬刊 社会通信

NO. 160

一九八二年五月二日

一九八二年五月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■ 巻頭言 ■

ホンネ発言つづける政府・自民党

閣僚の暴言が相次いでいる。行政管理庁長官の中曽根は「私はまず行政改革を断行し、訓練にこたえる。これに失敗したら教育も防衛もダメになる。いわんや憲法を改正することはできない」(毎日、五・四)と述べた。また防衛庁長官の伊藤は「安保条約によって経済が繁栄し、平和が保たれたが、その反面、国民が平和を当たり前のことと考え、自分の国を守るという意識が失われてきた。国民は国、内閣、政府などを行政主体として、甘え、ゆすり、たかりの対象としてしかみていない。みんなでつくりあげていく国家という意識がない。国に対して求めるのはゆすり、たかり、おねだりのようなことばかりだ」「一億一千万の国民をつなぎとめるのは何か。防衛でなければならぬ。防衛を国民の連帯感のあかしとして新しい国家観をつくりあげねばならない」(朝日、五・七)と述べている。さらに自民党憲法調査会は、五月七日、憲法第九条の改正要綱を「森清私案」のかたちでうちだした。

これらは、政府・独占のホンネを語ったものだ。なぜかくも「堂々と」ホンネが語られるのだろうか。「平和の砦」である社会党、総評が馬鹿にされているからだ。社会党も総評も第二臨調の発足にあたって、それを認め、総評は飛鳥田執行部に傍若無人に介入している。

第二臨調は四月一日「行政の果たすべき役割と重要行政施策のあり方」、四月一八日には「行政改革の理念(第二次案)」を発表した。前者では「防衛」についての「基本的考え方」が、「(1)わが国の防衛力は、憲法の定める精神に基づき、専守防衛という基本理念のもとに、わが国の安全をできる限り自らの手で守るといふ、明確な、国民的決意に立脚した有効な能力を備えたものであるべきである。このような意味における防衛力は、国際社会に一国を存立させていく必要条件であるとともに、国際的義務でもある。(2)わが国の安全は、自らの努力とともに、日米安全保障体制に依存しているが、この枠の中で、適切な範囲で、わが国独自の防衛力体系の整備を進めるべきだ。(3)当面わが国の保有すべき防衛力の規模については、防衛計画の大綱の別表の早期実現に努めるが、その場合、有事に有効に即応できるよう、その質的充実をはかることが重要である」といふ、「改革の方向」では、具体的な戦術行使が言及された。また後者においては、「行革の理念」に「安心と安全の確保」(つまりは「総合安全保障」の名による防衛力増強)の名で、「対外的な安全と安心の確保」にあたって、「まず何よりも重要なものは、世界平和が保たれるような国際的政治的経済的秩序を維持していくことである。日本としては米国をはじめとする西側諸国とも協調して、これに対して最大の努力を傾注する必要がある。……またわが国独自の基盤的防衛力を整備していくことも必要な安全保障措置であろう」と書き込んだ。つまり、臨調は日本を「西側の一員」と位置づけ「西側を守るため防衛力増強が必要」としたのだ。民社、同盟の方針とまったく同じ認識にたつものだ。だが、総評、社会党から身体をはっての抗議の声はきかれない。

労戦再編成ではこの同盟路線に総評がすり寄り、同盟にすり寄っている総評が社会党に「右に寄れ」と干渉している。これでは、独占・政府自民党に総評・社会党ブロックが馬鹿にされ、自動車総連の塩路に「民間労使が賃金決定を主導する態勢が完全に定着した」と氣勢をあげられるのも当然といわねばならない。社会党・総評ブロックの奮起が求められるゆえんである。

座談会 八二春闘をたたかつて (二)

八二春闘の総括視点と今後の課題

前回は(1)春闘の総括視点、(2)行革の本質、(3)労戦の動向、(4)総評の労戦「統一」への素材提起についての報告を掲載した(第一五九号参照)。ひきつづき国鉄攻撃の本質と、動向、社会党をめぐる状況の報告と論議を掲載する。参考にしていただければ幸いである。
(編集部)

報告 ⑤

国鉄攻撃の本質とその実態

D 国鉄問題については『社会通信』誌上ですでにくり返し論じられておりますから、特段、報告をしなければならぬことはありません。したがって、ポイントだけに限らせていただきます。

階級的労働運動への攻撃

今度の国鉄攻撃の中心は二つあります。第一の特徴は攻撃が東京に集中していることです。全般的には階級的労働運動の路線への攻撃であることはいうまでもありませんが、問題は(攻撃が)なぜ東京に集中しているのかです。私は国労東京地本がここ二三年やってきたこと、そしてこれからやろうとしていることと深くかかわっていると分析しております。

ご存じのように、国労では仙台大会(一九八〇年)以来、「二〇二億損賠」にひじょうに大きな危機意識をもって運動を進めてきました。国労東京はいちはやく「二〇二億損賠撤回と国民春闘路線再構築」をスローガンに掲げ、首都東京のあらゆる組合に支援と連帯を訴える要請行動をおこないました。この行動は私たちの予想をはるかにこえる反響を呼び、大きな盛り上がり勝ちをすることができました。この行動が昨年でいいますと都労連等と手をとりあった右翼的労戦再編成反対のたたかい、さらには社会党東京都本部の「分裂」に際しては、その仕掛人たる全電通を孤立させ、社会党右傾化を心配する労働組合を結集するところとなりましたし、その余勢をかってというわけではありませんが、八三年の都知事選挙では「明るい革新都政をつくる会」を中心にしてやっていこうと動いています。しかも、その前段のたたかいは注目された町田市長選では右派の策謀を封じ社共統一候補の天下氏の選挙にあたって、国労は大きな役割を果たしました。

これは実りませんでした。横浜市長選での行動もありました。つまり、国労はいちはやく「反西郷」の旗幟を鮮明にし、社共の統一候補擁立に動いたことです。

これら一連の動きは国労が一九七五年の水戸大会で数年の歳月をかけた決定した国労綱領第一項(註)国鉄労働組合は労働者階級の解放をめざしてたたかうの具体的実践であり、階級的労働運動の路線そのものの実践です。しかも、東京地本は国労の二〇%の組織人員をもち、その影響力は当然のことながら大きなものがあります。したがって、ここに攻撃

が集中するゆえんがあるとみております。

もう一つは、今、新聞をにぎわせている「ヤミ」「カラ」攻撃の特徴についてです。このなかには、結婚休暇、分娩にともなう看護休暇などがありますが、その多くは中央での制度化ができないものですから、春闘時における青年部の独自要求として、七〇年代初頭の反マル生闘争の高揚のなかで全体のものにして現場でたたかいとったものです。

国労の場合、春闘時に総評青婦協の集会ができなくなってからも青婦部が独自に集会を催し、昨年は一万八千人、今年は約二万人の青年、婦人が結集しております。職場のなかで青年部が独自のたたかいを組織し、これを「親」組合にまで波及させるなかでたたかいとられてきた権利が、「ヤミ」「カラ」攻撃のなかで一挙に剝奪されようとしていることです。つまり、労働組合のエネルギーとなっている青年部の活動、あるいは成果を一挙に剝奪し、職場からの抵抗を排除しようということとひじょうに深いかかわりがあることです。

政治闘争にも深く関係

次に、最近の国鉄攻撃の攻防にふれたいと思います。四月一六日、自民党は三月四日の「中間報告」（本誌第一五五、一五六号参照）につづき、「国鉄の管理、経営権および職場規律のための提言」を出しました。内容は前回のものとはほぼ同様です。そこで強調されておりますことは、第一に、現在の国鉄を悪くしたのは労資関係にある。とくに労資関係はマル生の後退のなかで当局が軟弱な労務政策によって組合側に譲歩したことが、「悪」慣行や「ヤミ」など今日おきている問題におちいった原因だ。第二に、「二〇二億損賠」の裁判においても今日までの判例のなかで、いっさい当局側として裁判を引き延ばす要素はないにもかかわらず、運行可能論によって裁判を引き延ばしていることはけしからん。第三に、今後の労資関係の是正ということで、管理体制を強化し、管理者を毅然たる態度にさせよ。職場慣行の温床になっている現場協議制を全面的に廃止せよ。処分を厳正におこなえ。とくにストライキについてクビのないものには刑事処分なども考える。名古屋の事件などのように、業務上過失で当局に重大な損害を与えた場合、損害賠償請求をしる、等々。これらが新たに出不されています。この他、合理化などを促進せよといったことなどいろいろありますが、とりわけ自民党が強調していることがあります。

第一は、兼職議員の禁止です。国労組合員で社会党議員の大半は兼職です。単産のなかでは国鉄がいちばん多いはずですが、これを全面的に禁止しろときた。

第二は、労働者教育についてです。私どもの場合、一九七四年から伊豆の大川で労働学校をやっています。昨年まで岩井（章）さんが校長をやっていました。卒業生は累積で約二万人になり、その多くは青年活動家たちです。その内容に文句をつけてきたことです。「社会主義協会派が組合休暇（一週間程度）をとらせ、労働学校で年間三千人を教育している。これは組合休暇として認めることはできない」といっていることです。

第三は、「二〇二億裁判」で、六月二日に打ち切り、はやく判決を出せといっています。これらを当局につきつけ、そのあかしがマスコミで騒がれた一連の労務担当重役の人事移動です。「ハト」だとか「タカ」だとかいわれたアレです（笑）。

職場闘争の庄殺は明白

次に職場における「ヤミ」「カラ」攻撃の実態についてです。当局は「超勤支払項目内

「表現」なるものをだし、実績にもとづき支払うべきものと廃止するものにわけています。さらに「慣行是正項目」も出してきています。四月一日、「朝日」が一面トップにあつたものがこれで、当局の言い分は「これら項目は地方交渉で決めたものでなく、現協で決めたものだから認めるわけにはいかない」、したがって「五月以降、これでもやります」ときているわけです。もちろん、職場の仲間たちはカリカリきております。しかし、率直に申し上げて、本部の姿勢が今ひとつハッキリしていませんので、組合員の怒りが一つに結集されるところにまでいっておりません。

これをもっともよく示すのが、四組合共同の方針です（本号資料参照）。一読してただけ 明らかですが、内容は(1)自らは正する項目、(2)基本的に了解するがその内容範囲について協議する項目、(3)労働組合の判断としてやる項目に分け、対応策を考えているようです。

「自らは正するもの」には、(1)正当な理由のない早退、遅刻の完全自粛、(2)「ヤミ」日勤の廃止、(3)執務態度の厳正とサービス向上、(4)拘束時間の飯酒の絶滅、(5)支区現協一ちよつと説明を加えておきますと、保線や電気の場合、本区の下に支区というものがあつ、そこでミニ現協をやっています。それを廃止するというものです。「基本的に了解する」ものには(1)年休申し込みの適正化、(2)行事以外の職場レクリエーションの自粛、(3)突発休の完全自粛、(4)ヤミ休暇の全廃、(5)労働実態のともなわない超勤のとり扱い、(6)現場協議等の運用を本旨にもどす、(7)現場協議の開催の回数、内容、時間等の適正化をはかる、(8)特定職場において作業計画遂行上、阻害要因となっている悪慣行を早期に是正し円滑な作業ができる運用にする、(9)臨時作業の管理者対応の全廃があります。そして「協議する事項」には(1)超勤でも欠員、波動、教育、訓練超勤については新しく制度化を要求する、(2)配転の早期促進です。「労働組合が自主的に判断する」ものには(1)服装の正整、とくに接客労働者の正服の、(2)リボン、ワッペン、赤腕章の着用、(3)ネクタイ、正帽、保護具の着用、(4)管理者の許可のないビラ、横断幕、看板の撤去。とくに第四項はたいへん論議を呼びました。第三項についていいますと、動労などは三月一七日以来そうなっています。

長期戦でがんばる

ついで、こうした状況のなかで職場におきている現象について申し上げます。

一つには「長期戦でがんばろう」と準備しているところ、「まだおれの所にはこない」と放置しているところ、一般組合員にすれば「ここまでなめられて、とても組合を信用することができない」という動きもあつた。私の方では一部の分会にこの傾向があります。私の所ではストライキに備え全員が籠城（ろうじょう）します。学習会、徹夜の現場長交渉・集団交渉、交流会がやられます。共産党系の諸君は籠城にそもそも反対です。籠城しても（組合員の規律は）野放しにされていますから、「何のために籠城させるのか」「組合費のムダじゃないか」「しかもストライキもやらんし、役員もこない」との声が上がり、「組合費を払わない」となるわけです。

権利剣奪攻撃は昨年の暮から強まっています。慣行をはずす場合、当局のやり方はひじょうに巧妙です。職種間、あるいは同じ職種でも勤務体系はさまざまです。ここについて

きますから一致して「おかしい」とはなかなかありません。駅の者にすれば「盆も正月もおれたちにはない。かえって休めない。保線はなんだ」(笑)とね。こうして、国労内部でも権利を剝奪されることの意味がわからない状況が生まれ、「おまえんところはとりすぎだよ」となりがちです。しかし、最近ではまたちがった状況が生まれています。攻撃が全面化したからです。当初、当局は「やりすぎ」職場を「一四七」としていましたが、高木総裁が「全系統にあった。不明であった。これをいっさいとります」と国会答弁し、全職場にいっせいに攻撃がかけられてきたからです。そこで、みんなびっくりし、ようやく全体の問題としての自覚が生まれはじめています。

具体的な事例を二つ申上げてみます。第一は年休についてです。春闘のさなか、民社の塚本以下中道四党の代議士が東京駅に入りました。塚本は、一ヶ月の勤務割をみて、「年休が入っていることはけしからん。民間にはないことだ」といったそうですが、このことについてです。国鉄の場合、年休は初年度が十日、二年目から二十日になります。しかし、年休がなかなかとれないことから、国労が「年休を完全に消化させる」たたかいで、計画年休を月一回組ませています。これが塚本に「けしからん」といわせたものです。残りは八日間になります。しかしこれが乗務員などではとりきれません。競合するものから抽せんとなります。抽せんにもれると休みがとれませんから、「電撃」をくれるわけです。これがいわゆる「突発休み」です。要員は不足しております。ですから人が休んだ場合、公休呼び出しをやるわけです。協約には確定したあとの勤務変更については本人の生活設計を尊重するというのがあります。ですから、これをどうしても動かしたいときにはプレミアをつける。たとえば、徹夜勤務の場合は二時間の超勤という具合です。当局は欠員を埋めずこういうことばかりやっていますから、当然、欠員を埋めるたたかい、つまり、「呼び出し拒否」のたたかいははじまります。そこに助役が入り、自民党のいう「管理者の奴隷的状态の解消」という状況が生まれます。これを「けしからん」というのだが、いったいどっちが「けしからん」ことであるかは明らかだと思います。「ヤミ」「カラ」といわれる内実はおおよそ、こういう類のものばかりです。にもかかわらず、指導機関の態度が先ほど申し上げたような状況ですから、職場の考えとは合わず、ギャップが生まれているというたいへん残念な事態となっています。しかし、私たちは現状を悲観しておりません。敵の攻撃が組合一人ひとり鍛えはじめていくことであり、なによりも客観情勢は敵の予盾を次つぎと暴露してくれていくからです。ですから、どしどしりと腰をすえ、組織を強めながら反撃の体制づくりに全力をつくしてゆきたいと考えています。

なお余断ですが、国労としてはまったく異例なことですが、五月二十六日から三日間中央委員会を開き、春闘総括をやることになっていることを申し上げておきたいと思えます。

報告 ⑥

露骨な総評の社会党への介入

E 社会党は二月、大会を開きました。主要課題は八三年政治決戦の体制づくりとこれと不可分の関係にある新執行部の選出でした。馬場書記長に右派が反対し、執行部入りを拒

否したため、マスコミが「片肺執行部」と呼ぶ事態になったことはご承知のとおりです。そこで四月二日、このいわゆる「片肺」の修復と大会で決定されていた参院全国区制改革の社会党案作成を目的として中央委員会が開かれました。

参院全国区制改革については参議員の間で反対が強かったんです。しかし、「ダメ」ということになれば事態はさらにややこしくなりますから、中央委員会では社会党案はつくる。しかし、国会では自民党と社会党とだけでは通さないということになりました。また新執行部人事については副委員長のポストが二つあいていたわけです。中央委員会直前まで「ムリでは」といわれていましたが、最終的には小柳さんが参議院から、田辺さんが政構研から入ることになりました。しかし、その入り方の問題で飛鳥田委員長と楨枝さんの秘密メモとか合意とかが新聞をにぎわせたわけです。このメモは「二人の副委員長が入ったことよって挙党体制にはならない。最終的には挙党体制を追求する」ということと、「機構改革委員会をつくり今後の社会党の推進をはかる」というもので、楨枝さんがいっているような「機構改革委員会をつくり、一二月までに臨時大会ないし大会をやって人事を入れかえる」というようなものではありません。これは楨枝さんがなかに入り、右派をまとめてきて、楨枝さんが飛鳥田委員長とのあいだにこういうメモがあるからと説明したことによるものようです。

機構改革委員会は二二日（四月）の中執で認められ、石橋さんが委員長になり進められることになると思います。この機構改革委員会については飛鳥田氏を支える三月会、新生活会、勝間田派、社会主義協会は、「中執の入れかえを前提にしない」との方針だといわれています。

二〇日には総評との間の事務連絡会議が開かれ、これには馬場書記長が出席しております。そこでの楨枝さんからの話は、この機構改革は中執を軸として大会で決める、機関だけではなくその他の各グループと了承して全党的一致をはかる、国会議員については運動のグループをつくりそれぞれに該当させる、このことの意味は前に国会議員に代議員権を与えるという暴挙がやられたわけですが、さらに党の機関に議員の発言権を保障するということだと思えます。さらに労働、農民団体等と協議をしていくというのがあります。つまり、労働団体のいうことをよくきけということだと思えます。五つめに書記局の改革をおこなうというものでしたようです。

つまり、大会で左派執行部といわれたものができたわけですが、一ヶ月半たって左派執行部がなかなか走りだすことができない。総評から徹底的に介入されておりまして全電通や電機労連の意向を受けていると想像できる。とりわけ馬場さんがいじめられています。

社会党は総評と連携して力を発揮できるわけですが、その総評が当初、社会党との正式協議をしないといひ、きのうの楨枝さんと馬場書記長との話し合いでも、今後については社会党の機関ではなく、総評と各派閥との協議したいといっているほどなんです。結局は総評の個人と各派閥と協議しながら進めていくということになったようですが、めちゃくちゃな介入ぶりです。したがって、今のところまだ行革にせよ春闘にせよ反戦・反軍拡のたたかいかいにおいても主導権を發揮していない状況です。

討論

国鉄攻撃は全労働者への攻撃

司会 五人の方から(1)春闘の総括視点、(2)行革の本質、(3)労戦の動向、(4)総評の素材提起の問題点、(5)国鉄攻撃の背景と現状、(6)社会党の動向についてご報告をいただきました。全体の情勢はおわかりいただけたと思います。報告についての質問、疑問、そして討論に移りたいと思います。

全通攻撃と手法は同じ

F まず国鉄問題から論議しませんか。報告をうかがっていて、私いくつか気づいた点があるものですから。

司会 ホットな問題だし、日本労働運動のすべてがかかっているといってお言いでないですからね。

F 全通の場合、その攻撃の本質を事前に見抜くことが少し困難だったんですね。ところが、結果をみてみますと、国鉄の生き写しなんです。どちらが先かは判断できませんけどね。おそらく郵政省が全通を攻撃し「成功」した。かえす刀で国鉄をと、おそらくこうなっていると思いますが。

私たちの場合、昭和四四年に「合理化」計画がだされており、全通は昭和四二年頃から反マル生闘争をやっております。いわゆる「労変闘争」です。郵政省は四一〜二年頃から徹底した組織破壊攻撃をおこなっています。それにも屈せず、全通はたたかいを組織いたしました。四四〜五年には多少息切れの状態になりました。宝樹執行部が崩れたのは昭和四六年です。その頃、国労さんは反マル生闘争で大きな成果を上げました。全通と国労の不均衡発展とでもいうんでしょうか(笑)。

省のやり口は国労の場合とまったく同じです。慣行剝奪、昔「トトラック」といいました。それから攻撃が東京に集中したことです。私も当時まだ弱さを残していましたか、「東京はやりすぎだ」「共産党が多い」といっていたんですが、敵は戦略的に構えてきたんですね。その結果、東京の組織率は四七〜八%となり「三六」締結権をもつ職場分会は今でも減少傾向を示すことになりました。こういう状態のときに、反マル生闘争では六一名の免職処分、うち五八名が東京です。徹底的に(当局は)東京をたたいてきた。戦闘的といわれる部分がとりわけ徹底的にたたかれました。もう一つは人事です。郵政の場合、森欽が昭和三五年入ってきて以来、徹底した「タカ」派です。全通でなければ出世できると徹底的に組織攻撃をくり返しました。組合員のうち弱い組合員は全郵政に行く者と未加入の者の二つに分かれました。未加入だけで二万八千人おりますし、全郵政は六万一千です。あわせると九万ちかくなるわけです。このように、全通でなければ出世するという攻撃は十数年つづいています。

先日、新聞に国鉄人事が「ハト」から「タカ」に転換したと大きく報道されましたが、郵政の場合、官僚はすべて「タカ」です。地方もまったく同じで、全通をキリキリ痛めつける管理者が出世しています。郵政にも「ハト」は、というより「近代」と称する労務管理派、もっと端的に言えば労働者と相性のいい者という意味ですが、いないわけ

はありません。もちろん、どちらも味方ではありませんが（笑）。郵政の場合、二十年ちかく人事差別、「タカ」派人事がづづき、今もつて変わっておりません。

かつて、典型的な労働省タイプがいましたが、彼が管理課長のとき郵政としては珍らしく処分の段落としをやったことがあります。昭和四八年のことですが、それまでストライキ参加者には戒告だったが訓告にしたことがあったんです。スト権についても「与えろ」との姿勢だった。こういうこともごく短い期間ありましたが、「ハト」か「タカ」といえば、「タカ」で一貫しております。ですから、今の国労さんへの攻撃はウチの場合とおそろしいほどよく似ています。刑事弾圧についてもそうです。ウチがはやかった。鉄道営業法には刑事罰が入っておりますが、スト権のあとの「スト権問題にかんする基本問題閣僚会議」の小委員会でもだされてますね。司会の方がここ七、八年で共通してやられたといわれたが、そのとおりだと思う。したがって、私も「三〇年総括」と絡ませて「やはりそうか」「そうにちがいない」と総括すべきだと考えています。これからも同じ傾向がづづきますから、こう受けとめないたたたいを組織することはできません。甘い幻想は絶対にもつべきではない。私の方では今「八〇年代の基本路線」と「三〇年総括」ということでやろうとしておりますので、国労のみなさんともドッキングしてあらためて総括をしてたてなおしていきたいと考えています。

逆に国労さんの方もウチで痛めつけられてきた教訓を学んでいただければと思っております。

とどめが国労？

G 全電通での私の経験から申し上げてみたい。

まず痛感させられることは労働組合のイロハのイ、原則がどうかになっていることが一番の問題だということです。国労のDさんからいわれた既得権、慣行の剝奪問題、それにかんして全通のFさんからいわれたことは、全電通で十何年まえからやられたこととまったく同じです。少し歴史的に考えてみますと、全電通にたいしては「試し切り」と。よく切れた、だから返す刀で全通をやっつける。とどめをさすのは国鉄と、こうなっているといつてよいと思います。

全電通の場合、最初は一九六〇年の第一次四条件です。内容は「権限外事項、管理運営等については職場交渉を混乱させないこと」というものです。それにつづく第二次四条件は一九六六年で「中央協約を上まわる地方協約を整理する」というものでした。二つとも職場闘争をやれなくしていくといううえで大きな役割を果たしました。つまり、なんでも本部とか地方本部の幹部だけの交渉でケリをつけ、それを職場に押しつけることとなったからです。

協約の本質のおさえが重要

この経験を総括してみますと、結局、既得権とか「ヤミ」「カラ」だとかいうのを「整理」する場合に、団交権、労働協約とはそもそもなんであるか。このおさえが重要だということ。労働力を売る者と買い取る者が合意のうえで「その条件で働きますよ」「ならばそれで働いてもらいますよ」というのが労働協約です。資本主義社会で仕事もしないでゼニだけくれる者がどこにあるかということですか（笑）。労働力の売り買いの力闘

係で合意してやっているはずです。それがマスコミ、会計検査院、人事院などヘンな所で問題になると「オカシイ」と労働者自身がフラフラするとはどういうことか。「そんな馬鹿な話はないでしょう。ふざけちゃいけない」、こうならなきゃいかんわけですが、残念ながら全体としてそうはなっておりません。これには、基本を組合が労働者（組合員）に教えていないことがあるし、幹部も基本をいいかげんにしているものだから、かけられた攻撃にたいして「対処策」になっってしまう。そうすると、はじめから敵の土俵でのケンカになり、でてる部分は削られ、次に全体的な低下となる。全電通のごときは今、職場で団体交渉をやったって何一つ決まらない。当局側の都合のいい合理化案件だけは説明される。「わかりました」としか返答しようのない状況に変わっています。実際には現場段階の団体交渉はなく、当局のご託宣を聞くだけの状況です。それで労資合意になる。労資合意したことに組合員が逆らうと「何事か」とこうなる。そして、組合と当局が一致して抵抗する者を弾圧するというふうに変わっている。これが、全電通の教訓です。

京成の「決議」は大きなげまし

司会 独占の意図は明らかですね。彼らは民間の基幹部門はおさえた。完全に職場組合員をおさえきってはいないが幹部はおさえた。残るは総評、とりわけ機関車役の公労協、公務員組合となる。国労の占める位置はものすごく大きい。

私、しばしば国労の仲間と話をしたが、攻撃がきびしいからでしょう、孤立感がないわけではありません。しかし、民間の仲間はちがうですね。「国労よ、がんばってくれ」と心から念じている。そのために「できることがあればやる」との構えがある。ぜひ地域や他職場に足を伸ばし、自信と勇気をくみとってほしいと思う。

京成のHさんもおみえだが、京成は臨時大会で国鉄労働者を「支援し連帯しともにたたかう決議」をやっていらつしやいますよね。

H やりました。満場一致です。ある幹部は満場一致に驚きもし喜んでいました。つまり、みんなの関心がたいへん強いということだと思えます。それは、「国労がやられればすぐおれたちの所にやってくる」「国労がんばれ」との自覚が予想以上に高いことを示すものと考えています。これからこの決議をどう生かすかが私たちの課題です。

F 京成が階級的といわれるゆえんですね。

I たいへんなものです。心から敬意を表したいですよ。

司会 私なんか国労の仲間を上げます材料にさせてもらっています。

徹底した討論こそが重要

G 国労さん、全通さんは力のある組合です。全電通の経験からこれから敵がやってくる方向を、経験から学んでいただきたいと思えます。第一に「対処策」にふりまわされないこと、第二に大衆に徹底した討論をさせることだと思えます。「ヤミ」だとか慣行だといわれるものには根拠があります。やむにやまれぬ根拠があります。当局も認めざるをえなかつたわけですからね。それが一〇年、二〇年つづいてると組合員自身が忘れてしまう。電通の場合でいいますと、四時半以降に発生した外部的障害には出勤しないという慣行があります。理由は簡単です。四時半すぎればうす暗くなる。そうしたなかで電柱に上れば足元が定まらず危険です。しかし出ていけば「やれるものはやっちゃおう」と無理をして、

ケがすることにもなりかねません。だから危険だからやめようというのが長い間の慣行になった。根拠があるんです。

ここに今(当局は)逆襲してきています。「勤務時間を終わるまではダメ、なおつてもなおらなくてもいいから一応現場までいってくれ」、「なおらなければ帰ってくりやいいじやないか」と。「ヤミ」だとか「カラ」だとかいうものはこういうものだと思います。だから、上で「処理」することがいちばん危険なんです。たいへんな摩擦が組合員と組合幹部との間に起き、敵とケンカする前に内部対立になってしまいかねませんから。

知恵のある職場労働者

J 「ヤミ」「カラ」でいえば、われわれ公務員共闘にもありますね。地方議会をもつているところではゼニで解決するのではなく、休みで解決していく方法が多いんです。

G 職場の労働者をみていて、つくづく知恵があるなど感心させられるんだが、たとえば九時に勤務が終わるとしますね。労働者たちは相互に席をぬけ合って私服にかえるんです。あたりまえだよな。メいっぱい働き、それから服を着かえ、お化粧していればバスに乗れないもの。線路の労働者が時間までに帰り、身体をきれいにして帰る。こんなこと当り前のことですよな。それを国労が放棄したとか、とられたということにでもなれば大問題だ(笑)。

D 風呂は施設だけではなく全系統です。しかも田町の「裸事件」の判例もありますからね。

G 年休とるのにクビ引きだつて? 天下の国労だよ(笑)。

D 大国労としてはそんなこといいたくなかつたんですがね(笑)。

G 全電通でも同じことがあつたんです。メ切りまえになると課長の受付簿の前に行列をつくつて、ね。

敵の「ヤミ」「カラ」こそ問題

私、思うんですが、「ヤミ」「カラ」の問題は立場を変えて考えてみる必要がありますね。とるべきものがとれない、どれだけこちらが損をしているか、当局の「ヤミ」だよな。権利と労働力をよけいふんだくっているわけですから。とられてるものがどれだけあるか調べ、ぶつけなきゃいかんのですよな。「ふざけちゃいけないよ。『ヤミ』『カラ』やつてるのはおまえの方じゃないか。よこすものもよこさないで何いつてるか」つて。

J 水道の交替制の職場では、そこに勤務している者の年間の休みを完全に保障するため

D うちには余備率は当局側とこっち側の主張で一日ちがう。そういう意味ではおしかり(笑)をうけているような弱い面があるんです。

たとえば台風などで非常警戒に出ますね。その待機時間は二分の一しか計算しないわけ。そういう協定になっています。労働基準法ではそんなことありえないですよ。待機だろうとなんだらうと拘束されたら本来は……。ところが協定はそうなっていない。

K うちで山火事おきたら倍だよ。

D もういつべん点検する必要がありますよな。このままではどうにもなりません。

I 公共性でごまかされるんだが、労働力を売っているという原則にもどる以外にない

すよね。

F 注意した方がいいのは、私の方でもだいぶ議論しているのは、トータルでいうと窮極的には職場闘争否定なんだが、協約の基準説と規範説があり、いつのまにやら規範説に流れたことがあるんだ。最近、議論しているうちに「規範説はおかしい」となり、そこが分かれ目になる。準備しておく必要があると思う。

国労ガンバレ

L ぼくらもみなやっていることですので(笑)、たとえばフロなどはみんな時間内に入っています。サイレンが二回鳴ることになっておりまして、一回目のサイレンでフロに入り、二回目のサイレンで帰る。帰るときにはバイクのエンジンをかけておりまして(笑)。乗務員の場合の服装をとりかえる時間もちゃんと作業ダイヤのなかに入っていますから。もし(国労)みんな通つちまいますと、われわれの方もたいへんなことになってしまいますから(笑)、ぜひその点ぜひがんばっていただきたい(笑)。(つづく)

資料 国労・動労・全施労・全動労(一九八二・三・二九) 当面する諸問題に対するわれわれの態度

今日、国鉄再建問題は、国民的課題として各方面で議論されているが、とりわけ第二臨調は、国鉄の真の再建に向けた本質的な議論を行わないばかりか、労使問題を焦点にし、民営・分割論をとりあげている状況にある。

また、自民党の国鉄再建に関する小委員会(以下、三塚委員会)も労使問題などにしぼった意見聴取をつづけ、その裏づけとして三月一八日の抜打ちな甲府地区の職場実態調査につづき、三月二五日には、東京三局管内の調査を行った。そして三月三〇日には、国労、動労から意見を聴くこととしている。

さらに三塚委員会は、国鉄当局が選定した「重点職場」一七四カ所の現場管理者に対してアンケートによる調査を実施した。加えて国鉄当局も全職場の実態調査を行っている。

われわれ「国鉄再建四組合共闘会議」は、これら事態の異常性と重大性かつ緊急性にかんがみ、三月九日の四組合による合同中央執行委員会の開催以降、職場における問題点の整理や国民に納得のいく真の再建への道筋と政策を求め、真剣な討議を重ね、行動にうつしている。

同時に、「カラスの鳴かない日はあっても、国鉄問題が新聞に出ない日はない」といったマスコミの包囲をどう受けとめ、対応するかについても討議した。

このためわれわれは現在、厳しい世の指弾を受けている国鉄労働者のヤミ手当、悪慣行などについては、すべて労使の確認のうえに成り立っているものであるが、労働組合としてもゆるがせにできない重大なことから受けとめ、「正すべきは正す」ことを基本にして、国民から理解され、支持されるよう、少なくとも「ひんしゆく」をかかうことのないよう取り組みことを決定し、その実現にむけて努力しているところである。

これらの内容は、古くは戦前というよりはむしろ明治時代からのものもあり、また複雑であるだけに、労使間で円満に解決することが望ましいと考え、一つひとつ具体的に改善措置することを労使協議とするよう申し入れたが、まだ当局は応じていない。

こうした中で、われわれは、当局が選定した「重点職場」一七四カ所について自らの手で職場実態調査を行った。

その結果は別表の通りである。

短時日であったため、十分な調査とはならなかったが、全体の傾向は把握することができたと考えている。

現場協議の実態についても、幹事間の打ち合せは十分行われているが、現場長が現協、現委の委員になっていない点に問題があると思われる。

われわれは、労働組合運動の原則をふまえ、守るべきは守りつつ、国民からの厳しい批判に対しては、自らの問題として「正すべきは正す」について一定の見解を四組合が統一して明らかにし、このための運動の強化をはかることとする。

いま、われわれは、国鉄のおかれている厳しい現状を十分認識して、当面の合理化事業についても連日、中央・地方において団体交渉を精力的に行っているさなかでもある。

国鉄労働者への悪意に満ちた攻撃を甘んじて受けるわけにはいかないし、組織破壊のあらゆる策動を断じて許すことはできない。

われわれは、今後も国鉄再建の原動力として、国民の国鉄としての真の再建をはかり全力をあげて奮闘する決意である。

国民のみなさん、われわれにに対し必要な忠告や批判、そして積極的な理解を与えるよう強く希望するものである。

具体的な取り組み

一、労使が守るべき主な事項

- (1) 労働基準法。(2) 労働安全衛生法。(3) 直接、安全輸送にかかわるもの。(4) 協約協定等。(5) 就業規則。

二、自らは正す事項

- (1) 正当な理由のない早退、遅刻の完全自粛。(2) ①勤務（いわゆるヤミ日勤）の廃止（公休、非番者の労働安全衛生委員会を除く）。(3) 執務態度の厳正とサービス向上。(4) 拘束時間の飲酒の絶滅。

三、是正するが、その内容、範囲について協議する事項。

- (1) 現場協議の運用について（回数、時間、内容等）。(2) 突発休の自粛（突発休の定義）。(3) 臨時作業の管理者対応について。(4) いわゆるヤミ休暇の廃止（勤務休暇規程の六条の欠勤の解釈）。

四、協議する事項

- (1) 実働の伴わない超勤等の取り扱いを廃止し、新たな制度を要求するもの（欠員、波動、教育、訓練超勤等）。(2) 配転に関する諸問題。

五、労働組合が自主的に判断する問題

- (1) 服装の整正（制服の改善をする。まず接客労働者の制服改善を要求する）。(2) リボン、ワッペン、横断幕、集会等。

◇ 読者からのたより ◇

ベテランの兄も “まいった”

連日のご活躍ご苦勞様です。毎日のようにかけられて来ている国労攻撃にたいし、私の兄（五〇歳）の話していたことを報告します。

兄は自らも会費はちゃんと支払っているれつきとした自民黨員だといえます。その兄が今年から国鉄の下請の仕事に出ています。そして彼は「国鉄のヤツらは大勢で仕事をしていやがる」といいながらも、もう一方では「こんなキツイ仕事はない。おれも長年土方をやってきたがこんなひどいことはなかった。パール一つにしても重たいし、何といつても時間に追われてかなわない。なんせキツイちゃ」と語っています。

そして、彼の息子に「父ちゃん、こないだ酒のんで会社に文句いうとったなかい」といわれると「仕事がキツイといったら、あんたヤメたいがけ」といいやがった。長年土方をしてきた、オレが弱音をはく訳がない、じょうだんいうな」とおこつてやった」といっていました。また、「国鉄の人にどんなに頭にきてもぜつたいケンカするな」とも会社にいわれているといっています。

“体がもたん” “土方よりキツイ” 働き続けることはとうていできない労働実態です。いかに国労攻撃が意図的か、さらに官民分断、そして下請企業がいかに非人間的な労働条件で働かせているかが明らかです。

生き続け、働き続けるためにたたかい、築いてきた労働条件です。独占・政府自民党の攻撃に負けないように、そして逆に反合理化、労働条件の向上のたたかいを進めてください。

四月二一日は第四波半日ストライキを設定しています。四月一六日現在一二九〇〇円の回答水準です。私たちの要求は一部幹部が東京の空の下で作った要求でない、七万四〇〇円の要求は生活実態だ、納得できる回答まで精いっぱいたたかうぞ、と意志統一しています。二四日（土）は二四時間ストライキも決定しています。二日制や年金、労災補償、等権利要求も賃金も取る、とガンバっています。

今年はストライキへの結集率が高く、第一波から二、三〇〇人以上が参加し（県下組織農協の八割）、ゆるぎない団結で春闘を闘いぬけるといふ確信を持って進んでいます。

（富山・T）

向坂逸郎著 好評発売中
嵐をついて

新評論社刊

千二百円

シリーズ 「ソ連脅威論」の虚構 ① ベルリンの壁、そして二千語宣言

ヨーロッパにおける反ソ・反共謀略(中)

シヨーウインドー化した西ベルリン

戦後、東欧社会主義諸国の最前線として、西独との復興を競った東独は、同時にさまざまな謀略工作の集中攻撃を受けた。

その第一は、「西ベルリンのシヨーウインドー化」であり、第二は、「住民の連れ出し」(いわゆる難民の西側への亡命工作)であった。

ベルリンは赤軍が多大な犠牲を払って占領したものであったが、ドイツ占領の象徴として、ソ連が認めた米・英・仏の管理地区(西ベルリン)と、ソ連管理地区(東ベルリン)に分割されていた。しかし、東・西ドイツの境界がほとんど閉鎖されていたのになし、ベルリン市内の東西の地区は自由な往来が許されていた。この特別な条件が悪用され、西ベルリンは西側の反ソ・反共謀略の最大拠点となった。対東独工作で悪名高い「社民党東方工作局」の「ベルリン事務所」も開設された。多数の西側の工作員たちは、ベルリン經由で容易に東独に潜入できたし、逆に、東ベルリンの活動家が警戒心を欠いて西ベルリンに入り、そのまま誘拐されたこともあった。この場合、西側の発表は「活動家の政治亡命」であった。

また、西側の謀略機関は、西ベルリンに近い東独の電話中継局の地下にエアコン付きの秘密の大トンネルを掘り、東独やソ連へのすべての電話を一年間近く盗聴したこともあった。当時のことを、ある西側の工作員は、「西ベルリン地区はおそらく史上最大の謀略工作の実験場であった。あらゆる工作が試みられ、実行された」と述べている。

西ベルリンでは、西側の繁栄(資本主義体制の繁栄)を誇示するため、あらゆるテコ入りがなされた。共産主義者の侵略の脅威に直面しているという理由で、西ベルリン居住者に特別手当の支給、税の減免がおこなわれた。手厚い補助金制度も設けられ、西独から西ベルリンに引越する人にはその費用一切を国が負担した。のちには若者の徴兵猶余も認められた。西側がもつとも力を注いだのは、食料品を含むあらゆる生活物資を豊富に西ベルリンに供給することだった。戦争成金のアメリカがこれを引き受け、西ベルリンの商店には東ベルリンの商店よりも豊かに商品が出まわった。こうして資本主義体制の繁栄を誇示する西ベルリンの「シヨーウインドー化」は完成した。この東西ベルリンに生じた人為的な生活条件の差は、東ベルリンの一部の人々を動揺させた。

「ベルリンの壁」で謀略活動に終止符

西側は強力な出力を持つ放送局、TV局の電波でも東独を包囲した。とくに西ベルリンの米軍放送はその謀略のカナメとなった。それは、どれも東独の八割以上の地区で受信が可能であったから、巧妙な心理作戦をフルに応用した謀略的な電波は東独に一定の悪影響

を与えた。今では、西側の工作員による扇動工作が成功した典型といわれている一九五三年の東ベルリンの暴動は、こうした背景を巧みに利用したものであった。

西側の「住民連れ出し」(難民亡命工作)も東独のおかれた特殊な事態につけ込んだものだった。当時の東独には、戦争の末期に、東欧諸国のドイツ占領地より敗走するドイツ軍と共に引き揚げて来た難民や、ポーランドやチェコなどに返還された旧ドイツ領より強制的に退去を命ぜられて本国に引き揚げてきた難民五百万人があふれていた。

東独はもともと重工業地帯も少なく、資源にも乏しかったうえ、対ソ戦争が徹底しておこなわれたため、その戦災は西独の比ではなく、その復興はきわめて困難であったが、東独はこの難民たちの定着に努めた。たとえば、希望者には農地改革で農地が分配され再出発の機会が与えられた。しかし、難民の一部は、戦時中の反ソ宣伝の影響や、赤軍の解放によって自分の農地や私有財産を失ったという反撥で西側への亡命を希望する者もあった(事実、西側への逃亡者の七割以上はこれらの難民たちであった。)

また、東独で徹底しておこなわれた反ファッショ民主化運動で摘発された戦犯、ナチス協力者、社会主義体制になじまない富農、資産家たちも亡命に熱心だった。

こういった状況につけ込んだ西側は、潜入した工作員を動員して住民の「連れ出し」を計った。西独に不足していた労働者、医者、技術者が重点的な対象とされた。工作員たちは、しばしば逃亡者から報酬を取って手引きし、東西ベルリンの自由往来はこの逃亡に徹底的に利用された。一九六一年八月、「ベルリンの壁」が設置され自由往来が禁じられた時、この謀略もほぼ終止符が打たれた。

「チェコ事件」の背後にも

この後、西側の謀略工作が大きな動乱に結合して発展したのは、一九五六年のハンガリー事件、一九六八年のチェコスロバキア事件であった。いまでは謀略工作の数々が知られているチェコスロバキア事件のスタートは、経済停滞を打開するための、いわゆる「民主化運動」がきっかけであった。

この運動を推進したグループの中心は、計画経済を放棄し市場原理の復活を主張する経済学者たち、国家の階級性を否定し、西欧のギマンに満ちた社民主義を導入しようとする哲学者たちであった。彼らは、しばしば西側の、とくに社民系の理論に強く影響を受け、具体的な援助を受けている場合もあった。一九六八年一月、反社会主義グループの組織化が始まり、改良主義に抵抗した政治職員や経済官僚十万人以上がその地位や職場を奪われた。それは一部の職場では白色テロルに似た実力行使をともなった。

この頃チェコに潜伏していた反革命分子と工作員たちは、西側の組織的な支援を受け、徐々に公然化し、各地に怪し気な団体をいくつも組織していった。そのなかで、会員四万人と最大規模を持った「クラブ二三二」は、その代表的な存在であった。その幹部には、刑務所を出たばかりの反革命分子、ナチス協力者、旧体制の政治家、西側の謀略機関の手先がずらりと勢ぞろいしていた。「二千語宣言」のなかでは、彼らという「民主的ルネッサンス」(民主化運動のこと)の主役であるはずの「共産主義者」にたいして、彼らの仲

間うちでは兇暴なホンネが語られた。

たとえば、クラブのブラハの責任者プロドフスキーは、クラブの集会で、「最良の共産主義者―それは死人の共産主義者だ。彼らがまだ生きている時は、彼の両足を引き抜いてやるべきだ」と語った。彼らは、動乱が始まるとしばしば白色テロルの実行部隊となった。四月には、彼らが一定の影響力を持った中央委員会での改良主義を盛った「チェコ共産党行動綱領」が採択された。それは危険な本質を口当りのよい表現で装っていたが、地方組織の半数はこれを支持しなかった。

この頃から、「民主化運動」は反革命分子や工作員グループが主導権をにぎり、穏健な改良主義者たちは急速に淘汰されていった。

チェコ事件の最大の悲劇

チェコ事件の最大の悲劇は、作家同盟や、マスコミの諸機関が反革命分子や、その本性を見抜けずに協力した人々によって占められてしまったという点にあった。

「行動綱領」では、「コメコン体制」と「ワルシャワ条約機構」への積極的な協力が盛り込まれていたにもかかわらず、チェコの新聞、TVは日一日と反ソ・反共色を濃くしていた。西側はマスコミ利用の反ソ謀略工作として、チェコの社会主義化に抵抗して自殺した「ヤン・マサリン外相」事件を利用した。英国系の工作員の働きかけで、「ヤン・マサリンは赤軍が殺害した」というデッチ上げが、国営TVによって放映された。チェコ解放の主役「赤軍」は、一転して「殺人犯」に仕立て上げられて、この微妙な時期に反ソ感情を高めさせた。

また、TVはソ連との経済関係に因縁をつけ、貿易の重点をソ連から西側に移すことを主張した。驚いたことに、東欧にたいする西側の謀略放送「自由ヨーロッパ放送」が好意的に紹介される始末であった。マスコミ諸機関で暗躍していた反革命分子たちは動乱後西側に逃亡したが、そのうち百八十名もが「自由ヨーロッパ放送」に雇われた。

動乱の八月を前に、内外の反革命勢力は具体的な行動を開始した。アメリカ上院は、チェコの「社民化」に期待し、「最恵国待遇を伴う貿易協定」と「五五億ドルの借款」を審議し始めた。この頃、ヨーロッパに駐在していたインド人記者K・ナイルは、「工作員たちがヨーロッパの米軍特殊部隊基地で訓練を受け武器を持ち観光客に化けて続々と国境を越えている」と報道した。この頃、国境は事実上解放されていた。

また、首都プラハでは、こともあろうに、アメリカの反共理論の権威者ブジェジンスキ―教授が招待されて「ワルシャワ条約からいかに脱退するか」について講演をおこなった。この社会主義国の首都で公然と開かれた反共講演会こそ、当時のチェコの「人間の顔をした社会主義」をめざす運動が、「社会主義を装った資本主義の復活」を狙う兇悪な運動にすり替えられたことを如実に示したものであった。

チェコの良心的な共産主義者たちは、この危険な事態を許さなかった。ワルシャワ同盟軍の介入が要請され、その協力で反革命勢力が粉砕されたのは一九六八年八月である。

六月上旬刊 B6版・二〇〇頁

国鉄「再建」をめぐる基本問題

——行政改革と国鉄労働運動——

小林晃 編著

行革、国鉄攻撃、労戦の右翼の再編成、防衛力増強に象徴される政治反動は不可分一体です。行革は「増税なき財政再建」をスローガンに国民的思想「改造」運動（土光老人の『経営者』・日経連機関紙での発言）として進められていますが、生活はこの破綻を証明しました。とたんに一転して第二臨調は公企体に攻撃を集中してきました。とりわけ、国鉄にたいする攻撃です。このねらいは今や明白です。

独占・政府自民党は(1)高度経済成長の破綻にともなう国内の階級矛盾の激化、(2)国内の階級矛盾をさらに増幅せずにはおかない国際情勢(①アメリカの圧倒的軍事力優位の崩壊、②資本主義諸国の不均等発展と大恐慌の再来とすらいわれる不況の深化、③体制間矛盾の激化と社会主義体制の前進)に大きな危機感をいだきはじめている。したがって、彼らのねらいは「どういふ事態にでも対処できる国内体制の創出」にあることは明らかです。この障害物が総評労働運動、とりわけ機関車の役割りを果たす国労です。しかも国労は社会党を支えるもつとも強力な組織です。その国労が弱体化したらどうなるか。考えるだにぞろしいことです。したがって、国鉄をめぐる問題はたんに国鉄労働者にかぎらず、全労働者、日本労働運動のゆくえと大きなかわりをもっています。社会通信社で本書を企画したのもそのゆえです。ぜひ参照していただければ幸いです。

なお内容は次のとおりです。

序章 国鉄攻撃の意味するもの（対談 向坂逸郎／岩井章）

第一章 行政改革と労働者階級

一、はじめに 二、財政「危機」はなぜ生じたか 三、第一次答申の持徴 四、第一次答申と八二年度予算 五、第一次答申の「理念」 六、基本答申とその「理念」 七、行政の役割りと「小さな政府」 八、福祉行政は「人心の荒廃」を招く 九、新自由主義思想と「行革」 十、徹底的な本質の暴露を

第二章 いまなぜ国労攻撃か

第一節 現場協議制の意義と課題

第二節 反マル生闘争のたたかいと教訓

第三節 いまなぜ国労攻撃か

第三章 国鉄「再建」をめぐる基本問題

第一節 国鉄とは何か—その本質と役割り

第二節 赤字・危機の要因と本質

第三節 国鉄労働者の搾取、そして赤字

第四節 国鉄「再建」の階級の本質

第五節 赤字・行革攻撃下のたたかいをめぐる諸問題

第四章 「ヤミ」「カラ」攻撃—反撃への基本視点

一、「ヤミ」や「カラ」にも理由がある 二、労働組合とは何なのか 三、許せない労働組合無視ノ 四、当局・敵への怒りを組織する 五、敵の脆弱点に切り込めノ 六、統一闘争をめざして 七、交流—何を学びあうか 八、あらゆる職場にたたかひの火を 九、たたかう組織づくりを 十、学習、党、社青同の強化

第五章 学習とたたかひが組織をつくる（国労甲府支部のたたかひと教訓）

一、職場のたたかひは十分か？ 二、学習が力の源泉 三、職場の緊張が規律をつくる 四、今は戦線拡大のとき 五、改良闘争に工夫を 六、大衆闘争は知恵を生む 七、反独占統一闘争へ